

所有権解除依頼書(兼 残債照会依頼書)

年 月 日

(車検証の所有者名義)

様

(自動車の表示)

車両番号	
車台番号	
車名	
登録年月日	

この度、私の使用する上記車輛について、販売店並びに利用信販会社等へ所有権解除のための照会(含精算金額等の確認)、及び登録手続きに関する一切の事項(登録書類の作成・登録行為第三者に対する登録及び譲渡書類の引渡)について、下記必要書類を添えて依頼いたします。回答結果については、私に代わって下記受任者にご通知頂きますようお願い致します。尚、依頼後において貴社にご迷惑が生じることがあった場合、私が責任を持って解決いたします。

【依頼者(車検証の使用者)】

現住所 〒 -

氏名(自筆)

TEL

FAX



上記車両の所有権解除並びに登録手続きに関する一切の事項につき、依頼者と連名にて依頼致します。尚、依頼後において貴社にご迷惑が生じることがあった場合、当方が責任を持って解決いたします。

【受任者(販売店・代理人・回答書送付先)】

住所 〒 -

社名

氏名

TEL

FAX



<受任者が個人の場合>

上記依頼者との関係:

(受任者様の身分証明書も必ず提出願います。)

※ここに免許証等の写真付公的証明を置いて本紙をコピーしてください。

【所有権解除に必要な書類】※3ヵ月以内のもの及びマイナンバー記載なきものに限る。

- ① 所有権解除依頼書(原本)
- ② 自動車検査証コピー
- ③ 自動車税納税証明書コピー
- ④ 印鑑証明書(法人の場合)

身分証明書(個人の場合)・・・免許証 印鑑証明書 保険証の何れか1点

※ 車検証記載の住所氏名と④が一致しない場合、以下のコピーを提出願います。

法人→登記簿謄本等 個人→住民票・戸籍の全部証明書・戸籍の附票等

【残債照会時】

・本状に使用者の身分証明書を添付し、認印を押印後車検証とともにFAXして下さい。

【使用者が死亡している場合】

- A. 自動車の遺産協議書(原本)
- B. 死亡した人と新しい所有者(依頼者)のつながりが分かる書類・・・除籍謄本等のコピー
- C. 新しい所有者(依頼者)の身分証明書のコピー
A~Cの書類が①~④の書類と共に必要になります。
- D. 所有権解除の依頼者は相続人になります。

【所有権解除にかかる注意事項】

- ・証明書類の本籍及びマイナンバーの部分は、塗りつぶしてから送付願います。
- ・営業時間外のFAX等の着信分は、翌営業日以降の返信となることでもありますのでご了承ください。
- ・万一、FAX送信時に誤って第三者等へ送信されトラブルが発生した場合、送信元において全ての責任を負っていただきますのでご注意ください。
- ・ご記入頂いた内容及び個人情報、厳重に管理し本所有権解除以外、使用いたしません。
- ・特殊な事情がある場合には、所有者にその旨を連絡し、所有者の指示に従った対応をして下さい。

お問い合わせ先

〒420-0882

静岡県静岡市葵区安東3丁目2-27

行政書士成竹賢治事務所 所有権解除担当

(静岡三菱自動車販売、スズキ販売新静岡)

TEL 054-249-0661

FAX 054-249-0684

【社内確認用】

- 所有権解除依頼書
- 車検証
- 納税証明書
- 免許証/印鑑証明
- クレジット完済証明書/現金支払い
- 住民票/戸籍附票/謄本
- その他 ()

【上長検印】

【担当検印】

受領日 年 月 日

社名・氏名

【備考】